

## 赤れんがの監獄が物語る明治の近代化

石田潤一郎（京都工芸繊維大学）

### 近代日本の行刑制度とその施設

- ・ 1773年 ジョン・ハワードによる刑務所改良運動開始
- ・ 1772～75年 オランダ・ヘントの矯正所で放射状平面
- ・ 1791年 ジェレミー・ベンサム「一望監視（パノプティコン）型刑務所」提案
- ・ 19世紀初頭から欧米で放射状平面の一般化が進む
- ・ 1825年 米国ペンシルバニアのイースターン懲治監などで中央歩廊を吹き抜けにし天窗採光をおこなう形式を開発
- ・ 1860年 4月14日 遣米使節、ワシントンにて刑務所視察
- ・ 1862年 6月30日 幕府遣欧使節、ベルリンで刑務所を視察。「建造最も壮大。石室四層楼…一人毎に各々室を分てり」（福沢諭吉『西航記』）
- ・ 1865年 7月11日 フランス・ツーロンの刑務所視察。11月13日 ロンドンにて刑務所視察。「巨大堅固の結構にて中央に法談所[説教所]あり…六区の建屋ありて、一人一房ずつを与え、三階屋なり」（柴田剛中『仏英行』）
  - 1868年（明治元）～72年（明治5） 「仮刑律」「新律綱領」「懲役法」によって、身体刑を重視した近世期の刑罰に替わって徒刑を中心とする自由刑が漸次拡大。囚徒の数が増大、「徒場」の増設・整備が課題となる。この間、1868年閏4月 刑法官、翌69年7月 刑部省設置、71年7月 司法省設置。行刑は各府藩県に委任。
- ・ 1871年（明治4） 2月 刑部省囚獄権正・小原重哉（1834－1902）香港とシンガポールを視察。徒場の管理運営、施設内容について統一的な制度の樹立が急務となり西欧の獄制を参照する必要。
- ・ 1872年（明治5） 小原の帰朝報告に基づいて、11月「監獄則」「監獄則図式」作成、太政官布告として頒布。パノプティコン型（一望監視型）の放射状獄舎を紹介して、石造・煉瓦造を義務づけ、一房一囚の分房制を求めた。（財政上の理由から翌年取り消し）。
  - 1874年（明治7） 行刑を所管する中央官庁が当初の刑部省・司法省から内務省に移行。
  - 1881年（明治14） 監獄の営繕費負担は1869年（明治2）以来の「一公二民」が

1877年（明治10）1月にいったん全額国費に移されるが、1881年10月全額地方費負担へと再改定

➤ 1880年（明治13）～1881年 フランス人法学者ボアソナードの招聘（1875）と欧米監獄視察（1879～80）に基づき、「刑法」「治罪法」「監獄則」布告、1882年（明治15）1月に施行。短期受刑者の増加によって過剰収容の進行。

・ 1889年（明治22） 東京府集治監を煉瓦造による洋風監獄に改築。同年7月、ドイツ人司法官ゼーバッハの教示に基づき「監獄則」改定。罪質や年齢に応じて監房を異にする「別異拘禁」を求めたほか、保健衛生関係の規定を増やすなどした。

・ 1891年（明治24） 4月妻木頼黄設計による巣鴨監獄着工、1895年（明治28）10月竣工。国際的水準の「模範監獄」を目指す。

➤ 1894年（明治27年） 7月日英通商航海条約調印、不平等条約改正に成功。1899年（明治32年7月より施行）

・ 1899年（明治32） 12月「監獄費国庫支弁法」案、国会で可決、1900年10月から実施。内務省は第1期監獄改築計画策定。

➤ 1900年（明治33） 7月監獄事務は司法省監獄局に所管替え。

・ 1901年（明治34） 4月監獄改築計画第1期分6監獄署（千葉・長崎・鹿児島・石川・奈良に加え東京・鍛冶橋監獄署仮建築）の改築予算、国会承認。6ヶ年の総計142万円。千葉・長崎・金沢は1907年、鹿児島は1908年、奈良が1908年に完成。

・ 1903年（明治36） 3月監獄官制制定。監獄は司法省の直轄とされ府県組織から分離。名称も府県名を冠した「奈良県監獄署」といった形式から「奈良監獄」という形式に変更。

➤ 1908年（明治41） 「監獄法」が旧来の「監獄則」に替わって施行。少年受刑者を他から範囲を分けて拘禁する法令もここで定められる。

・ 1912年（明治45）～1916年（大正5） 第2期監獄改築計画進展（甲府、秋田、福岡、安濃津、市谷（豊多摩））

➤ 1922年（大正11） 「監獄」を「刑務所」に改称。

・ 1928年（昭和3） 「刑務所建築準則」が定められ、鉄筋コンクリート構造の採用、事務区域と行刑区域、舎房区域と工場区域の区分、舎房のT字型複房への転換。

➤ 1948年（昭和23） 監獄官制が廃止されて「刑務所及び拘置所令」が制定される。

## 旧奈良少年刑務所施設建設までの経緯

- ・ 近世期 北魚屋西町奈良奉行所牢屋敷、南方の花芝町にも牢。
- ・ 1871年（明治4） 1月これらの一部を、奉行所北側の西笹鉾町（享保年間まで奈良代官所が置かれていた）に移築して奈良監獄署とする。西笹鉾町の監獄は敷地が4635坪と狭いところに、1882年（明治15）「刑法」施行によって受刑者が急増したため、狭隘に苦しむ。1899年（明治32）2月時点で見ると、男子受刑者584人に対し、監房、留置場が大小9棟、計139.9坪にすぎず、1坪あたり4人超。
- ・ 1892年（明治25） 11月、奈良県は「監獄則」が求める「別異拘禁」実現のために移転新築計画を立て、通常県会に諮るが否決。
- ・ 1894年（明治27） 11月県会にあらためて明治28年度から31年度までの継続事業として建築費17万8138円余の案を提出、一応の賛成を得る。
- ・ 1897年（明治30） 1月古沢滋知事更迭、後任の水野寅二郎知事は敷地の変更を指示。7月臨時県会は南方の添上郡明治村の田地約3万坪の購入予算可決
- ・ 1899年（明治32） 3月寺原長輝知事赴任。この年、現敷地への再変更の動きが現れ、紛糾。
- ・ 1901年（明治34） 4月第1期監獄改築計画が帝国議会を通過、奈良県監獄署については6カ年継続事業、総計30万円の予算を計上。10月現敷地での建設決定。
- ・ 1906年（明治39） この年から西笹鉾町の監獄の囚人が移動。竣工部分を供用か。
- ・ 1908年（明治41） 7月完工。正式に業務を開始したのは1909年（明治42）3月。大阪・堀川監獄の未成年囚の分離拘禁を受け入れる。以後、1915年には「未丁年監」20歳未満の男子の一つに指定。1918年以降は「少年監」18歳未満にもなる。これにあわせて学校教育を開始。1922年6月には未成年受刑者を集禁する特設監に指定され、京都・大阪・膳所・和歌山の各監獄からの移送を受ける。同1922年10月に「奈良刑務所」と改称。
- ・ 1910年（明治43） 司法省はロンドンで開かれた日英博覧会に当建築の模型を出展。「本監ハ日本旧来ノ建築法ヲ避ケ、全ク新式ノ獄舎建築法ニ倣ヒタルモノニシテ工事ハ囚徒ノミヲ使役シーモ普通人民ノ請負ニ委シタルコトナシ、近時日本ニ於ケル監獄建築法ノ如何ヲ知ルニハ好個ノ材料タル可シ」
- ・ 1946年（昭和21） 7月、太平洋戦争後の少年犯罪の増加に対処して、従来の9少年刑務所に加えて、奈良と水戸の両刑務所が少年刑務所となる。

## 設計者・山下啓次郎について

山下啓次郎は 1867 年（慶応 3）12 月 18 日に現在の鹿児島市に生まれ、1892 年（明治 25）に帝国大学造家学科を卒業、警視庁に入り、巢鴨監獄建設に携わる。1897 年（明治 30）5 月に司法技師となり（98～1900 内務省技師を兼務）、1900 年（明治 33）に司法省営繕課長を拝命する。1901 年（明治 34）7 月に休職して欧米を視察、1902 年（明治 35）4 月に司法省に復職する。翌 1903 年に司法省大臣官房営繕課長となり、1930 年（昭和 5）退職。翌 1931 年（昭和 6）2 月 6 日死去。

この間数多くの裁判所、監獄の建設に関与しているが、特に五大監獄のうちの千葉、奈良、鹿児島については設計を担当したと推測されている。奈良監獄については、本人の履歴控えに、1899 年（明治 32）4 月の時点で「奈良県知事ノ囑託ニ依リ同県監獄設計ヲ立ツ」とあり、敷地変更以前の段階で関与していたことがうかがえる。さらに 1901 年（明治 34）7 月 11 日付けで休職すると、翌 12 日付けで奈良県から監獄署建築工事事務囑託に任じられ、同日、「監獄建築設計調査トシテ欧米各国へ派遣」を命じられる。欧米では 8 カ国を歴訪して、約 30 の監獄建築を視察した。そこでの知見は建築学会で「欧米監獄建築視察談」と題して報告している。

監獄費が国費に移管された後の時期になって、なぜ山下啓次郎が司法省を休職した上で奈良県囑託として設計にあたり、海外調査までおこなったのか、大きな疑問であった。最近、孫でジャズピアニストとして高名な山下洋輔氏が以下のような推測を書いている——「当時は国費での海外留学には順番待ちがあり、年功序列が基本だった。一方、国内で西洋式監獄を持つのは文明国の証であり、不平等条約の解消のために一刻も早く実現させなければならぬものだ。それらを知り抜いていた奈良県知事の「薩摩人」が、大技を使って啓次郎を抜擢し、自県の費用で留学させたのではないだろうか」。この「薩摩人」の知事、すなわち寺原おきてる長輝は 1897 年から奈良県に赴任する 99 年まで内務省監獄局長の職にあった人物であり、もとより山下とは旧知の仲であったから、上の推測はきわめて蓋然性が高い。